

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

令和2年度税制改正大綱の概要について

昨年12月末に閣議決定された令和2年度の税制改正大綱の概要についてご紹介いたします。正式には、現在会期中の通常国会にて決定される予定です。

◆ 個人所得課税

(1) NISA 制度の見直し・延長

- ・積立NISAを5年延長(2023年まで20年の積立期間を確保)
- ・一般NISAについては、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、5年延長
- ・ジュニアNISAについては、延長せずに2023年末で終了

(2) エンジェル税制の見直し

- ・法定の項目に抛らず「成長性」を確認し、都道府県に代わってエンジェル税制対象企業の証明を行える者に認定クラウドファンディング業者を追加
- ・投資額を総所得金額から控除する優遇措置の対象に、設立後3年以上5年未満で一定の試験研究を行っているベンチャー企業を追加

(3) 低未利用地の活用促進

- ・保有期間5年超、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設

(4) 国立大学法人等に対する個人寄附の促進

- ・国立大学法人等への個人寄附について、その寄附収入がイノベーティブな研究に挑戦する若手研究者への研究費助成事業等に充てられる場合には、税額控除を選択できることとする

(5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

- ・未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用する
- ・寡婦(夫)控除について、下記事項を見直す

- ・寡婦に寡夫と同等の所得制限(所得500万円(年収678万円))を設ける
- ・住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者を対象外とする
- ・子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額へ(所得税:27万円⇒35万円、住民税:26万円⇒30万円)

(6) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

- ・所得要件(38万円未満)が国内源泉所得のみで判定されるために、国外で一定以上の所得を稼得している国外居住親族でも扶養控除の対象にされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税につき、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除の対象にしないこととする
- ※ 個人住民税についても同様

(7) 私的年金等に関する公平な税制のあり方

- ・私的年金等について、以下の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する

- ・DC(企業型・個人型)等の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
- ・中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大
- ・企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和等

(8) 森林環境譲与税の見直し

- ・令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を見直す等の措置を講ずる

CONTENTS

令和2年度税制改正大綱の概要について	P.1
企業倒産 一転増加へ	P.3
法人設立手続き 一元化サービス開始	P.4
第一類医薬品と医療費控除	P.4
健康保険の被扶養者要件に国内居住が追加(2020年4月～)	P.4
所得・消費・贈与税 確定申告はお早目に!	P.5
2・3月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6
ASAKからのお知らせ	P.6



◆ 資産課税

(1) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

- ・土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする
- ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする

◆ 法人課税

(1) オープンイノベーションに係る措置

- ・事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置を創設
その際、一定期間(5年)内に、出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金算入する仕組み

(2) 投資や賃上げを促す措置

- ・収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対する研究開発税制等の租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割超(現行:1割超)とする
- ・大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の95%以上(現行:90%以上)とする

(3) 5G 導入促進税制

- ・超高速・大容量通信を実現する全国5G 基地局の前倒し整備及びローカル5G の整備に係る一定の投資について、税額控除(15%)又は特別償却(30%)ができる措置を創設する

(4) 連結納税制度の見直し

- ・連結納税制度について、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする(グループ通算制度への移行)
- ・地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置を講ずる

(5) 地方拠点強化税制の見直し

- ・地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額を3年間で最大120万円(現行:90万円)に拡充

(6) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直し

- ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、手続の抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げ

(7) 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

- ・電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率等の見直しを行う

◆ 消費課税

(1) たばこ税(国・地方)の見直し

- ・紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する
- ・たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階で引き上げ

(2) 消費税の申告期限の延長

- ・法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設

(3) 日本酒の輸出拡大に向けた取組み

- ・日本酒輸出用の製造免許(最低製造数量要件の適用除外)を新たに設定

◆ 国際課税

(1) 国際的な租税回避・脱税への対応

- ・子会社配当の非課税措置と子会社株式の譲渡を組み合わせた税務上の譲渡損失を創出する租税回避に対し、配当益金不算入制度の適用を受けて非課税とされる金額を子会社株式の帳簿価額から引下げる等の見直しを行う

◆ 納税環境整備

(1) 電子帳簿保存制度の見直し

- ・電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなど、選択肢を拡大

(2) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者が電子で申告及び納入を行うことを可能とする

(3) 国外財産調書制度等の見直し

- ・国外財産調書制度について、税務調査において納税者が必要な資料を提示・提出しない場合は加算税を加重
- ・国外で行われた取引等について、納税者が必要な資料を提示・提出せず、税務当局が外国税務当局に対して情報交換要請を行った場合、除斥期間にかかわらず、当該要請から3年間は更正・決定できることとする

(4) 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

- ・市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合を引下げ
(現行:貸出約定平均金利+1.0% → 見直し:貸出約定平均金利+0.5%)

企業倒産 一転増加へ

◆ 昨年8000件超、中小の後継者難深刻に

リーマン・ショックがあった2006年を直近のピークに減ってきた企業倒産が増勢に転じる見込みです。2019年は1~11月の件数が約8千件。通年で2018年実績(約8200件)を上回り、2020年も増加傾向が続く見通しです。バブル崩壊後に不動産関連などの倒産が相次いだ1990年代と異なり、後継者難から事業継続に行き詰まる事例が目立っています。世界経済の減速懸念も重なり、少子高齢化といった構造問題が日本経済に重くのしかかっているのが現状です。

このうち、2019年1~11月の人手不足を原因とした倒産の件数は前年同期と比べ3%増の374件。2019年通年でみると426件にのぼり、調査を始めた2013年以降で最多になっています。人手不足倒産の中でも最大の理由は「後継者難」で、人手不足倒産の6割超を占めています。

とくに中小企業の後継者難は深刻です。2025年までに70歳を超える中小・零細企業の経営者の約半分が後継者未定との試算もあります。2019年12月の日銀全国企業短期経済観測調査(短観)によると、マイナス幅が大きいほど人手不足である雇用人員判断指数は、中小企業で▲34で、大企業の▲21に比べて厳しい状況です。有効求人倍率は高止まりし、求人難や人件費上昇が経営の重荷となっています。

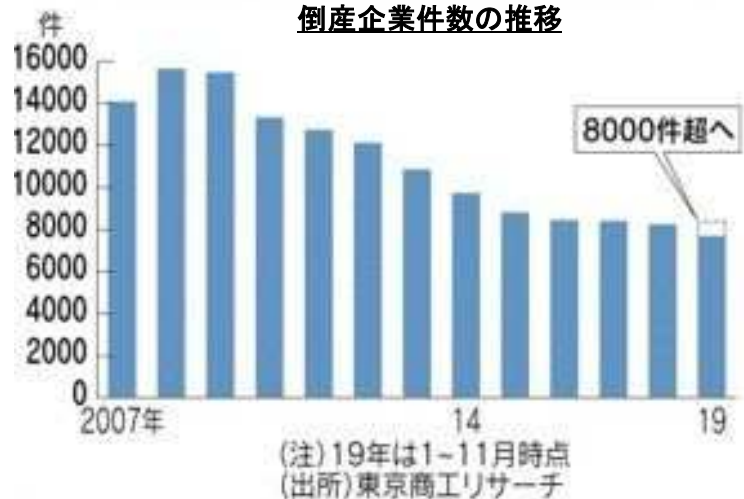
こうした状況下で金融機関にも影響が広がっています。上場する78の地銀グループの2019年4~9月期連結決算をみると、2018年に巨額の赤字だったスルガ銀行を除いた場合、不良債権の処理費用が、前年同期の2倍強になっています。リーマン・ショック後に支援を続けた中小企業の経営難が響き、融資先の業績悪化による将来の貸倒れに備えて積む引当金や、不良債権として損失処理する費用などが膨らんでいるようです。

ただ、2017年に経営破綻し、負債総額が1兆円を超えたタカタのような大型倒産は少なく、中小の倒産が積み重なって全体の件数を押し上げている形です。したがって、銀行の不良債権が一気に膨らむようなリスクは大きくない半面、少子高齢化や人口減が足かせとなり、日本経済の成長を支える産業界の裾野がじわじわと先細りになっていく恐れがあります。

世界銀行は、先月改定した世界経済見通しで2020年の世界全体の成長率を0.2ポイント下方修正し、2.5%と予測しました。米中の対立やイランをめぐる中東情勢など、先行きへの不透明感を色濃く反映しています。

日本経済は、今夏の東京五輪・パラリンピックの影響で訪日外国人が増えるため、非製造業は若干の改善が見込まれますが、製造業は引き続き弱めの動きと予測され、2020年通年でも倒産件数は前年比での微増が続くのではと考えられています。

倒産企業件数の推移



法人設立手続き一元化サービス開始

先月20日から、法人設立に関する様々な手続きがインターネットで一度で済ませられるようになりました。国税や地方税、年金など所管の官庁別に5カ所に分かれていた手続きをまとめることで、ビジネス向けの環境を整え、起業や投資を促す成長戦略の第1弾の取り組みとのことです。

申請者は政府が開設した専用サイト「マイナポータル」でマイナンバーカードを使って手続きをします。今後は、さらに2021年2月を目途に法務省が所管する定款認証や法人設立登記も追加し、手続きの一元化を完了する予定です。また、印鑑の届け出を不要とする法整備も進め、会社を立ち上げる事務手続きをすべてネット上でこなせるようにします。

世界銀行が毎年公表している「事業環境ランキング」の2020年版(2019年10月時点)において日本は18位でした。これは、法人設立の手続きが煩雑とみられており、この分野に限ると30位と特に評価が低いためであると思われます。2020年度にかけて一元化サービスを整え、利用を促進させることで事業環境ランキングも上位に上げたい考えです。

第一類医薬品と医療費控除

医療費控除の対象となる医薬品とは、①薬機法上の「医薬品」であり、かつ、②「治療又は療養に必要」なものであるためドラッグストア等で薬剤師から説明を受けて購入した市販薬であっても、①②を満たさなければ控除対象にはなりません。

副作用の発生リスクが高い等のため、薬剤師の情報提供がなければ購入することができない市販薬は、「第一類医薬品」に分類され、①薬機法上の「医薬品」に該当しますが、薬剤師の情報提供があるにすぎず、納税者の症状を診察しているわけではないので、直ちに②「治療又は療養に必要」であったと判断することができないからです。

例えば、「第一類医薬品」である(a)鎮痛薬、又は(b)禁煙補助薬(貼付剤)を薬剤師からの情報提供を受けて購入した場合(a)について、納税者の頭痛を治すために購入したことが明らかであれば②を満たしますが、(b)については、納税者が禁煙して「健康維持」の目的で購入したのか、ニコチン依存症を「治療する」目的で購入したのかの判断はつかないため、直ちに②を満たすとは言いえないからです。(b)を購入する際、医師による処方箋があれば、納税者の「治療に必要」と医師が判断したことになるため、②を満たし、医療費控除の対象となります。

一方、(a)であっても、いわゆる「常備薬」として備え付ける目的で購入した医薬品は、②を満たさず、医療費控除の対象から外れてしまいます。

なお、常備薬や疾病予防等の目的で購入した医療費控除対象外の「医薬品」であっても、いわゆる「スイッチOTC医薬品」(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)に該当すれば、「セルフメディケーション税制」の適用を受けることができます。

健康保険の被扶養者要件に国内居住が追加(2020年4月～)

協会けんぽを始めとした健康保険の保険給付対象の被扶養者の認定要件に関して、2020年4月より、新たに国内居住要件が加わることになりました。現状の被扶養者と認定される要件は、以下のとおりとなっています。

1. 被保険者の直系尊属、配偶者(事実上婚姻関係と同様の人を含む)、子、孫、兄弟姉妹で、主として被保険者に生計を維持されている人
2. 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人
 - (1) 被保険者の三親等以内の親族(上記1に該当する人を除く)
 - (2) 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
 - (3) (2)の配偶者が亡くなった後における父母および子 ※同一の世帯とは、同居して家計を共にしている状態

◆ 新設される国内居住要件とその例外

4月からは、新たに国内居住要件として、日本国内に住所を有することが必要となり、2020年4月1日以降に、健康保険の被扶養者の異動に関する手続きを行うときには、この国内居住要件に関する確認が行われます。

なお、日本に住所を有しない人であっても、日本に生活の基礎があると認められる右表の人については、証明書類を提出することで国内居住要件の例外として扱われることとなりますのでご注意ください。

(注)後期高齢者医療制度の被保険者等は非該当

国内居住要件の例外と証明書類

国内居住要件の例外	証明書類
1. 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
2. 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
3. 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
4. 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
5. 1から4までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

所得・消費・贈与税 確定申告はお早目に！

2019年度の個人所得税・消費税・贈与税の確定申告がはじまります。確定申告をされる方は、お早めに資料のご準備が必要です。

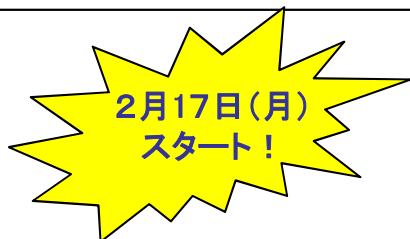
昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方がおみえになりましたら、お早めにお知らせください。

なお、住宅ローン控除や医療費控除など税額還付が可能な申告について、過年度についても5年分は手続き可能なので、あきらめずにご確認ください。



確定申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与所得者で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など



2・3月度の税務スケジュール

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月10日(月)
前年12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> 申告期限 納 期 限 3月2日(月) </div> </div>
3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税)等	
6月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の3・6・9月決算法人の3月毎の中間申告(消費税等)	
消費税年税額が4,800万円超の11・12月決算法人除く法人の1月毎の中間申告	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	
内 容	期 限
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 3月10日(火)
前年分所得税の確定申告、所得税確定損失申告書の提出、前年分贈与税の申告	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> 申告期限 納 期 限 3月16日(月) </div> </div>
前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出	
国外財産調書の提出、個人都道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告	
1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> 申告期限 納 期 限 3月31日(火) </div> </div>
個人事業主の前年分の消費税・地方消費税の確定申告	
1・4・7・10月決算法人及び個人事業者の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
7月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の4・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税年税額が4,800万円超の12・1月決算法人を除く法人の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(11月決算法人は2ヶ月分)	

今月の名言録

笑ってごらん



悲しいな、と思って泣くでしょう。よけい悲しくなる。これがダブルページだ。

腹が立った。こん畜生、と思って、やい、なんて言うと、よけい腹が立つ。

反対に、今度は僅かな喜びを、非常に大げさに喜ぶと、僅かな喜びは、非常な嬉しさになる。

わからなかったら、うちへ帰って鏡を見て笑って見ろ。おかしくも何となくでもいいから、誰もいないところで、人がいたら変な人だと思われるから。鏡に映して、へへへへ、ウフフフ、と笑って見ろ。

どんなお多福でも、笑い顔は憎いものじゃありません。うちへ帰ってやっごらん。

ウフフフ、エへへへと、人知れずやっごらん。

何となくおかしくなるから。

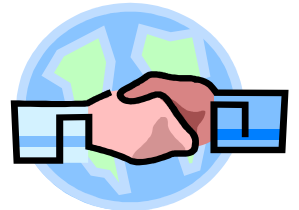
おかしいな、という気分を出しただけでも、人間、心の中には愉快的な爽やかさが出て来る。

(「ほんとうの心の力」 中村天風著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

ASAKからのお知らせ

来月号はお休みです！

次号のInsight Review(Vol. 164)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、2020年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い致します。

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

